

四国東南海・南海地震対策戦略会議 運営要領【改正案】

(目的)

第1条 四国東南海・南海地震対策戦略会議（以下、「本会議」という）は、平成23年3月11日の東日本大震災を踏まえ、四国が一体となって取り組むべき施策や各機関が重点的に取り組むべき施策等について、国・県等の行政機関、学識経験者、経済界等幅広い分野の方々の参加の下、四国地方における東海・東南海・南海地震等の巨大地震に対する地震防災基本戦略を取りまとめることを目的とする。

(組織)

第2条 本会議は、別表に掲げる者を構成員として組織する。

(座長)

第3条 本会議に座長及び座長代理を置く。

2 座長は、構成員の互選により選出する。

3 座長は、本会議を代表し、会務を総理する。

4 座長に事故があるときは、座長が構成員の中からその都度指名する座長代理がその職務を代理する。

(会議)

第4条 本会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 本会議には、構成員が指名した者を代理として会議に出席させることができ、この場合、構成員が出席したものとみなす。

(会議の公開)

第5条 本会議については、公開とする。

2 本会議に提出された資料及び議事概要については、公開とする。

(幹事会)

第6条 本会議に、実務的な検討を行うための幹事会を設ける。

2 幹事会は、既存の東南海・南海地震対策連絡調整会議幹事会の構成員の他、必要に応じて、本会議の参加構成員等を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(設置期間)

第7条 本会議の設置期間は、中央防災会議における最終報告を踏まえた、四国地震防災基本戦略の見直しに関する事項が終了するまでの間とする。

(事務局)

第8条 本会議の事務局は四国地方整備局において処理するものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年6月9日から運用する。

・平成23年 7月15日 一部改正

・平成23年11月22日 一部改正

別表（第2条関係）

警察庁 四国管区警察局長
総務省 四国総合通信局長
財務省 四国財務局長
財務省 国税庁高松国税局長
厚生労働省 四国厚生支局長
農林水産省 中国四国農政局長
農林水産省 林野庁四国森林管理局長
経済産業省 四国経済産業局長
経済産業省 中国四国産業保安監督部四国支部長
国土交通省 四国地方整備局長
国土交通省 四国運輸局長
国土交通省 大阪航空局長
国土交通省 国土地理院四国地方測量部長
国土交通省 気象庁大阪管区气象台長
国土交通省 海上保安庁第五管区海上保安本部長
国土交通省 海上保安庁第六管区海上保安本部長
環境省 中国四国地方環境事務所長
防衛省 陸上自衛隊第14旅団長
防衛省 海上自衛隊呉地方総監部幕僚長
徳島県 危機管理部長
香川県 防災局長
愛媛県 県民環境部長
高知県 危機管理部長
徳島県 警察本部長
香川県 警察本部長
愛媛県 警察本部長
高知県 警察本部長
四国市長会長
四国経済連合会専務理事
四国商工会議所連合会常任幹事
四国旅客鉄道株式会社 相談役 梅原利之
徳島大学名誉教授 村上仁士
香川大学工学部教授 白木渡
愛媛大学名誉教授 柏谷増男
高知大学農学部教授 大年邦雄
香川大学名誉教授 井原健雄
全国消防長会 四国支部長
日本銀行 高松支店 総務課長
西日本高速道路(株) 四国支社長
四国電力(株) 副部長兼渉外・危機管理グループリーダー
四国旅客鉄道(株) 鉄道事業本部安全推進室長
日本貨物鉄道(株) 四国支店 企画課長
西日本電信電話(株) 四国事業本部 設備部担当部長
(株)NTT ドコモ四国支社長
(独)水資源機構吉野川局長
四国ガス(株) 常務取締役執行役員
本州四国連絡高速道路(株) 鳴門管理センター 所長